

【基山町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,396	1,476	1,499	1,515	1,470
② 予備機を含む整備上限台数	1,605	1,612	1,043	19	0
③ 整備台数（予備機除く）	74	518	907	16	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	74	518	907	16	0
⑤ 累積更新率	5.3%	40.1%	100%	100%	0%
⑥ 予備機整備台数	11	77	136	2	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	11	77	136	2	0
⑧ 予備機整備率	14.8%	14.8%	14.9%	12.5%	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

（端末の整備・更新の考え方）

令和2年度から令和5年度までに整備した1,454台の端末について、令和6年度から令和9年度にかけてその全台数及び児童生徒数が増加した台数を順次更新及び整備します。

令和10年度は更新済の端末と児童生徒数を比較し、追加が必要な状況である場合に調達を行います。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

更新対象端末は1,454台について、使用可能な端末は、学校の要望を確認し、授業を行う教員等の指導者用端末の予備機や、学校に勤務する会計年度任用職員等の業務用端末、電子黒板へ投影したり、オンラインでの授業配信を行ったりする際の補助端末等として活用します。

また、再利用できない端末は、令和8年度末までにまとめて処分を行います。

○処分方法

小型家電リサイクル法の認定事業者又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者に再使用・再資源化を依頼します。

○端末のデータの消去方法

処分事業者が回収後、データ消去を行い報告書の提出を求めます。

○スケジュール（予定）

令和8年度に調達する新規導入端末の使用開始後、使用済端末を処分事業者へまとめて引き渡します。

